

目次

第1部 会社法

1	支配権の異動を伴う新株発行 ……………	田邊光政・2
I	はじめに ……………	2
II	新株発行規制の変遷 ……………	3
	1 明治32年商法制定時の新株発行規制……………	3
	2 昭和25年改正……………	3
	3 昭和30年改正……………	5
	4 昭和41年改正……………	8
	(1) 新株発行手続……………	8
	(2) 株式の譲渡制限会社と株主の新株引受権……………	11
	5 譲渡制限会社における株主の新株引受権……………	13
	6 現行会社法における公開会社の新株発行規制……………	14
III	平成26年改正 ……………	15
	1 改正の背景……………	15
	2 平成26年改正法の内容……………	16
IV	若干の具体的論点 ……………	17
	1 有利発行にも該当する場合の対応……………	17
	2 平成26年改正法206条の2違反の新株発行……………	18
	3 改正法と敵対的公開買付け……………	22
V	結びに代えて ……………	24

2	仮装払込みによる募集株式の発行等 ……………	吉井敦子・26
I	問題の所在と会社法改正……………	26
II	見せ金に係る判例の検討……………	28
III	価値の移転に関する考え方 ……………	32
IV	仮装払込みを行った場合の引受人の責任 ……………	33
V	引受人の出資履行の仮装に関与した取締役等の責任……………	34
1	善管注意義務・忠実義務……………	34
2	取締役等の支払義務と支払金額……………	34
3	出資を仮装した取締役等の義務の免除……………	35
VI	出資履行が仮装された場合の法的関係 ……………	35
VII	会社設立に関し出資履行が仮装された場合の法的関係……………	36
VIII	新株予約権に関する払込みが仮装された場合の法的関係 ……………	38
1	募集新株予約権の「発行時」において払込み等が仮装された場合……………	38
2	新株予約権の「行使時」において払込み等が仮装された場合……………	39
3	株主代表訴訟の提起……………	39
4	払込み等を仮装することに関与した取締役等の義務……………	39
	結 語 ……………	40
3	株式併合等に関する改正事項の検討 ……………	西村 賢・41
I	株式併合に関する改正の経緯 ……………	41
1	株式併合に関する規制の沿革……………	41
2	株式併合における少数株主保護の必要性和平成26年会社法改正……………	42
II	平成26年会社法改正における株式併合規制の見直しの内容 ……………	44
1	改正事項の概要……………	44
2	改正事項の適用対象……………	45
3	反対株主による株式買取請求制度の創設……………	46
(1)	株式買取請求権の内容……………	47
(2)	株式買取請求権の行使の手續と撤回の制限……………	48

(3) 財源規制等	50
4 情報開示の充実	50
(1) 事前備置手続	51
(2) 株主総会参考書類への記載	52
(3) 事後備置手続	53
5 株主による差止請求制度の創設	53
6 株式併合による発行済株式総数の減少に伴う4倍規制の徹底	54
III 株式併合の活用	55
1 投資単位または発行済株式数の調整のために行う株式併合	55
2 事業再生	56
(1) 株主責任の明確化としての株式併合	56
(2) 株式買取請求に関する業務執行者の責任と「公正な価格」	57
3 キャッシュ・アウト	58
(1) キャッシュ・アウト目的での株式併合の利用可能性	58
(2) 改正会社法によるキャッシュ・アウトの手法	59
〈表〉キャッシュ・アウトの制度の比較	60
(3) 株式併合スキームにおける「公正な価格」	62
4 少数株主が招集する株主総会と会社法124条4項	赤木真美・64
I はじめに	64
II 株主が招集する臨時株主総会	67
1 規制内容	67
2 関連した問題点	68
(1) 招集請求の要件	68
(2) 裁判所による招集許可	69
(3) 招集期限をつけた招集許可の意義	72
(4) 少数株主による基準日の設定と公告の可否	73
(5) 株主名簿等の閲覧・謄写	74
(6) 総会当日における会場設営等	75

(7) 取締役の総会出席義務	75
(8) 議長	75
(9) 当日議決権を有する者	76
(10) 議事録	76
(11) 費用	77
III 検討	78
5 監査等委員会設置会社制度	渡邊 顯・81
I 振り返り	81
1 コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは何か	81
2 コーポレート・ガバナンスの起源と歴史	82
(1) コーポレート・ガバナンスの起源	82
(2) わが国の商法改正史と会社法の改正	83
〈図表1〉 商法改正史	84
3 会社法をとらえる視点	87
II 監査等委員会設置会社の概要	87
1 監査等委員会設置会社の導入	87
(1) 監査等委員会設置会社とは	87
(2) 監査役会・委員会設置会社との制度設計上の違い	88
2 監査等委員会設置会社の概要	89
(1) 監査等委員会の設置	89
(2) 監査等委員である取締役の選任など	89
(3) 監査等委員会の構成	90
(4) 監査等委員と監査等委員会の権限	91
(5) 監査等委員会の運営	92
(6) 監査等委員会の取締役の権限	92
III 監査等委員会設置会社の評価	93
1 新しいガバナンスのしくみ	93
(1) 指名委員会等設置会社の利用状況	93
(2) ガバナンスのしくみと変化する時代	93

2	指名委員会等設置会社制定時のパブリックコメント	94
(1)	日弁連と経団連のパブリックコメントの概要	94
(2)	企業と社会・経済環境	94
3	監査等委員会設置会社に対するパブリックコメント	95
(1)	日弁連と経団連のパブリックコメントの概要	95
(2)	企業の社会・経済環境	95
4	監査等委員会設置会社への移行は進むか	96
(1)	監査役会設置会社との親和性	96
(2)	社外役員数の削減効果	97
(3)	その他の監査等委員会設置会社へ移行するメリット	98
IV	監査等委員会制度の実務上の問題	98
1	監査役ポストが消滅する	98
(1)	監査役ポスト就任者の前職	98
	〈図表2〉 監査役の過去の職歴	99
(2)	監査役ポストが消滅することの影響	100
2	監査役・監査役会と監査等委員・同委員会の違い	101
(1)	取締役会の外側にいるのか、内側にいるのか	101
(2)	役員の指名・報酬に対する意見陳述権の影響力	102
3	社会環境の変化と「取締役会の意識改革」	103
(1)	日本の企業ガバナンスをめぐる状況	103
(2)	求められるのは「取締役の意識改革」	105
6	親子会社関係と親会社取締役の責務	村中 徹・110
I	はじめに	110
II	改正前法における親子会社関係についての規律	111
III	親子会社関係の形成・解消過程に関連する改正項目と実務対応	112
1	公開会社における支配権の異動を伴う募集株式等の割当て	112
2	支配権の異動を伴う子会社株式等の譲渡	114
3	その他	114

IV 完全親子会社関係の形成に関連する改正項目と実務対応	115
1 特別支配株主による株式等売渡請求	115
2 全部取得条項付種類株式の取得手続に関する見直し	117
3 株式の併合により端数となる株式の買取請求に関する見直し	118
V 親子会社関係の継続過程に適用される改正項目と実務対応	119
1 多重代表訴訟制度の創設	119
2 親会社等との利益相反取引に関する開示等の強化	120
3 子会社を含むグループ内部統制についての取組み	122
4 親会社取締役の子会社に対する監督責任	122
5 その他	123
7 代表取締役の専断的行為	125
I はじめに	125
II 取締役会設置会社における代表取締役と取締役会の関係	126
1 取締役会設置会社における取締役会の権限	126
2 会社の業務執行	127
3 代表取締役の権限の由来	127
(1) 並立機関説と派生機関説	127
(2) 業務に関する行為	129
III 代表取締役の専断的行為の効力	131
1 並立機関説に立つ学者の見解	131
2 派生機関説に立つ学者の見解	132
3 超権代理説	134
IV 専断的行為に関する判例	136
1 主要判例	136
(1) 事業譲渡（旧商法における営業譲渡）——最判昭和61・9・11 金商758号3頁	136
(2) 第三者に対する新株の有利発行——最判昭和46・7・16判時 641号97頁	136

(3) 取締役会決議を欠く新株発行	139
(4) 会社法362条4項違反の取引——最判昭和40・9・22民集19巻 6号1656頁	141
(5) 新株発行無効確認訴訟——最判平成24・4・24金商1392号16頁	142
2 判例の分析	145
V 結びに代えて	146
8 合同会社の業務執行社員の第三者責任	永石一郎・149
I 本稿の目的	149
1 設題・関連設問解決のポイント	150
(1) 本設題の趣旨	150
(2) 業務執行社員の善管注意義務・忠実義務（会593条1項・2項）	151
(3) 業務執行社員の第三者責任（会597条、429条）	151
(4) 監視義務	152
(5) 要件事実の構造	152
2 匿名組合契約	153
II 合同会社	155
1 会社の種類別設立件数からみた合同会社の躍進	155
(1) 会社類型	155
〈表1〉 会社の種類別設立件数（法務省登記統計）	155
(2) 会社の種類別数	156
〈表2〉 会社の種類別数（平成26年3月末現在）	156
2 合同会社制度	156
(1) 合同会社とは	156
(2) 合同会社の法的性質	157
〈表3〉 各事業体における出資者の責任の比較	158
〈表4〉 合同会社の業務執行社員と株式会社の取締役の違い	160
〈表5〉 業務執行社員と職務執行者の違い	162
(3) 合同会社と株式会社の本質的な違い	163
(4) 合同会社と他の持分会社との違い	164

3	特例有限会社	165
(1)	営業者甲が特例有限会社の場合の乙・丙・丁の責任	165
(2)	特例有限会社	165
(3)	特例有限会社と合同会社の構造的異同	166
(4)	特例有限会社と合同会社の異同	167
	〈表6〉 特例有限会社と合同会社の異同一覧	167
(5)	特例有限会社と取締役会非設置株式会社の異同	168
	〈表7〉 特例有限会社と取締役会非設置株式会社の異同一覧	169
4	特定目的会社 (TMK)	170
	〈表8〉 特定目的会社 (TMK) と合同会社の異同一覧	170
5	監視義務	171
(1)	株式会社の取締役の監視義務	171
(2)	特例有限会社の取締役の監視義務	172
(3)	特定目的会社 (TMK) の取締役の監視義務	173
(4)	合同会社の業務執行社員の監視義務	174
(5)	各会社類型における他の取締役ないし業務執行社員に対する監視義務の根拠	175
9	MBO の実施と取締役の注意義務	今川嘉文・179
I	問題点の所在	179
II	MBO の意義と課題	180
1	MBO の意義	180
2	MBO の課題	181
(1)	取締役の構造的利益相反	181
(2)	取締役と株主との情報の非対称性等	182
(3)	公開買付けにおける強圧性	182
III	米国における議論	183
1	実施過程の公正性の要素	183
(1)	「公正な手続」の認定要素	183
(2)	十分な機能と真の交渉権限	184

(3) 重要な情報の開示範囲	184
2 MBO と役員責任の判例動向	185
(1) 取締役の責任	185
(2) 少数株主の縮出し保護	186
(3) 株主利益の最大化	186
IV MBO における取締役の第三者責任	187
1 本件東京高判	187
(1) 事案の概要	187
(2) 判決の要旨	188
2 公正価値移転義務	190
(1) MBO の目的との関係	190
(2) 公正価値移転義務の意義	191
(3) 公正な価格との関係	191
(4) 公正価値移転義務違反の有無	193
3 適正情報開示義務違反と開示内容	196
4 価格最大化義務	197
V MBO における取締役の対会社責任	198
1 本件神戸地判	198
(1) 事案の概要	199
(2) 判決の要旨	200
2 「MBO の実施過程の公正性」の検討	204
(1) 取締役の独立性	204
(2) 電子メール指示との関係	204
(3) 利益計画の見直し	205
(4) 社外取締役の交渉権限	205
3 開示義務違反の検討	206
(1) 求められる情報開示の具体的内容	206
(2) 利益相反性の回避・軽減措置	207
(3) 賛同意見の表明	207
(4) 買付価格の妥当性	208

4	損害との因果関係	208
10	旧株主による責任追及等の訴えの創設と他の規律への影響	阿多博文・210
I	はじめに	210
1	旧株主による責任追及等の訴えの制度の創設	210
2	株主としての地位を喪失した者による訴えの提起・追行	210
3	本稿の目的	211
II	「株主でなくなった者」による訴訟追行（会851条）	212
1	意義	212
2	規定創設の経緯	212
3	平成26年改正法における立法担当者の理解	214
4	「株主でなくなった者」による株式交換等の効力発生後の訴訟参加	215
III	「旧株主」による責任追及等の訴え（会847条の2）	216
1	意義	216
2	制度創設の理由	216
3	提訴請求ができる者	217
(1)	対象となる組織再編	217
(2)	株式の継続保有	217
4	対象となる責任または義務	217
5	適格旧株主全員の同意と責任の免除	218
6	旧株主による責任追及等の訴え（会847条の2）に係る訴訟への参加	221
(1)	適格旧株主の参加	221
(2)	株式交換等完全子会社の参加	221
(3)	完全親会社、株式交換等完全親会社の参加	222
(4)	責任追及等の訴え提起後、株式交換等がなされた場合はどうか	223
7	旧株主の責任追及等の訴えの判決の効力	223

IV 新設会社・存続会社における合併消滅会社の取締役等に対する責任の免除、訴訟参加——適格旧株主に関する規定の類推適用の可否	224
1 問題の所在	224
2 責任追及等の訴えに係る訴訟への参加	224
(1) 消滅会社の株主の訴訟参加	224
(2) 存続会社の株主の訴訟参加	225
(3) 合併存続会社の訴訟参加	226
3 合併の効力発生後の消滅会社（B社）の取締役等に係る責任の免除	227
(1) 問題の所在	227
(2) 同意の主体	227
V 結論	228
11 組織再編等の差止請求	植村淳子・229
I はじめに	229
II 組織再編等行為における少数株主の権利保護制度	230
1 情報開示	230
2 株式買取請求	230
(1) 反対株主の株式買取請求権	230
(2) 略式組織再編等行為の場合	231
(3) 簡易組織再編等行為の場合	231
(4) 少数株主保護制度としての限界	232
3 株主総会決議取消しの訴え	233
(1) 不公正な対価等による組織再編等行為の要件該当性	233
(2) 少数株主保護制度としての限界	233
4 組織再編行為の無効の訴え	234
(1) 不公正な対価等による組織再編行為の無効事由該当性	234
(2) 少数株主保護制度としての不十分性	234

5	損害賠償請求	235
III	改正の概要	236
1	平成26年改正会社法における改正内容	236
2	改正の理由	236
IV	改正の経緯	237
1	従前の法制度	237
(1)	略式組織再編行為の差止請求	237
(2)	解釈による差止請求	240
2	中間試案	241
(1)	中間試案の内容	241
(2)	中間試案の補足説明	242
3	意見照会の結果	244
4	要綱案	246
5	平成26年改正会社法	246
V	平成26年改正により認められた組織再編行為の差止請求の要件	246
1	差止請求の要件	246
2	法令または定款に反する場合	247
3	組織再編の対価等が著しく不当であること	248
4	実務への影響	248
5	差止仮処分・差止判決に違反した場合の効力	250
VI	最後に	250
12	詐害的会社分割と債権者の保護	北村雅史・251
I	はじめに	251
II	詐害的会社分割が生じる制度的理由と残存債権者の立場	252
1	詐害的会社分割が増加した制度的理由	252
2	残存債権者保護の必要性	253
III	詐害的会社分割に対する残存債権者の救済手段	255
1	法人格否認の法理	255
2	会社法22条1項の類推適用	256

3	否認権の行使	257
4	詐害行為取消権の行使	257
	(1) 詐害行為取消権行使の対象	257
	(2) 会社分割の詐害性	258
	(3) 詐害行為取消権行使の効果	260
IV	平成26年会社法改正における残存債権者の履行請求権	261
1	趣旨	261
2	履行請求権行使の要件	262
3	履行請求権の行使	264
4	改正会社法上の履行請求権と詐害行為取消権との関係	265
V	おわりに	267
13	全部取得条項付種類株式の取得に関する改正 …吉本健一	269
I	はじめに	269
II	全部取得条項付種類株式に関する改正の内容	269
1	改正の経過	269
2	事前・事後の情報開示制度	270
3	株主の差止請求権	271
4	株主による取得価格決定の申立手続	271
III	検討	272
1	情報開示	272
2	差止請求権	273
	(1) 取得対価の内容に関する株主総会決議	273
	(2) 不当な取得対価と差止請求権	274
	(3) 株主が不利益を受けるおそれ	277
3	取得価格の決定申立て	278
	(1) 株主総会決議と取得価格の決定申立て	278
	(2) 定款変更の反対株主の買取価格決定申立手続との関係	278
	(3) 取得価格決定申立てと個別株主通知	280
4	全部取得の無効	281

IV	おわりに	282
14	株主構成・事業内容が変動する場合に係る会社法上の規制	高島志郎・283
I	はじめに	283
II	平成26年会社法改正	284
1	反対株主の株式買取請求権、取得価格決定申立権の濫用と弊害	284
2	株式買取請求、取得価格決定申立てに係る弊害に対応する平成26年会社法改正	287
3	平成26年会社法改正後も残る問題	288
III	公表後取得株主の株式買取請求	290
1	問題の所在	290
2	裁判例	291
(1)	組織再編等の方針・協議開始・基本合意等の公表後	291
(2)	総会基準日後、条件等の公表前	291
(3)	組織再編等の条件の公表後、株主総会決議前	292
(4)	株主総会決議の成立後（組織再編等の確定後）	294
3	検討	295
IV	事業の切出しの手法と規制	297
1	規制の比較	297
	〈表1〉 株主総会決議を要する場合（子会社株式譲渡・事業譲渡・会社分割）	298
2	子会社株式譲渡に係る規制の問題点	298
V	事業の承継の手法と規制	300
1	第三者割当増資に係る規制	300
2	組織再編等との対比	301
	〈表2〉 株主総会決議を要する場合（第三者割当増資と組織再編の対比）	302
VI	おわりに	303

15	相続株式と現金・預貯金・国債・投資信託受益権	
	——会社法106条解釈の前提問題——	山下眞弘・305
I	会社法と相続法の対話	305
1	会社法106条の法意	305
2	本稿の検討課題	306
3	相続法との対話	307
II	遺産共有の性質論——共有・合有論の意義	308
1	株式共有の特殊性	308
2	共有説・合有説に共通の問題	308
3	合有説の実質的意義	309
III	現金・預貯金・国債・投資信託受益権の相続	309
1	現金（金銭）	309
2	金銭債権（特に預貯金）	311
	(1) 判例の立場	311
	(2) 当然分割の当否	312
	(3) 定額郵便貯金	313
3	国債・投資信託受益権	314
	(1) 最判平成26・2・25の立場	314
	(2) 最高裁2月判決の検討	315
	(3) 最判平成26・12・12での展開	316
IV	相続株式の準共有——支配権の争奪	318
1	当然分割の立場	318
2	準共有（判例・通説）の立場	319
3	実質論からする検討	320
4	相続法理と事業承継の視点	322
V	遺産分割協議による解決と実務	323

16	日本における少数派投資者保護——第19回比較法国際会議ナショナル・レポート—— ……………高橋英治／坂本達也・325
I	はじめに ……………325
II	資本市場の概略 ……………326
III	証券市場における規制 ……………328
I	金商法のエンフォースメントの概略 ……………328
(1)	組織 ……………328
(2)	証券取引等監視委員会の権限 ……………329
(3)	エンフォースメントの手段 ……………332
2	証券取引所による発行者への制裁の概略 ……………333
(1)	自主規制業務 ……………334
(2)	自主規制業務の委託 ……………335
(3)	東京証券取引所および東京証券取引所自主規制法人 ……………337
(4)	東京証券取引所の措置等の実施状況 ……………340
IV	株主による損害賠償の責任追及 ……………342
1	序 ……………342
2	金商法の民事責任 ……………342
(1)	届出の効力発生前の取引禁止についての違反行為者の責任 ……………343
(2)	虚偽記載のある目論見書等を使用した者の責任 ……………343
(3)	虚偽記載のある届出書の届出者等の責任 ……………344
(4)	金商法18条の責任に関する損害賠償の額 ……………344
(5)	虚偽記載のある書類の提出者の有価証券を募集または売出しによらないで取得した者に対する責任 ……………345
(6)	金商法21条の2の損害賠償責任に関する損害額の推定 ……………345
(7)	役員等の有価証券を募集または売出しに応じて取得した者に対する責任 ……………346
(8)	役員等の有価証券を募集または売出しによらないで取得した者に対する責任 ……………347

(9) 会社法429条および民法709条に基づく責任との比較	347
(10) 小 括	348
V おわりに	348
17 独占禁止法の「事業者」としての会社	酒井紀子・350
I はじめに	350
II 会社と自然人——「事業者」の行為と自然人の行為	350
1 会社法	351
2 独占禁止法	351
(1) 刑事罰	351
(2) 企業結合	352
(3) 行政処分の対象となる違反行為	353
III 会社と会社——「事業者」と企業集団	360
1 企業結合	361
2 違反行為——課徴金減免申請	361
3 違反行為——排除措置命令	362
4 違反行為——課徴金納付命令	363
(1) 違反行為の参加者	363
(2) 課徴金の対象となる売上げと関連する会社	367
IV 結 論	372
おわりに	372
18 特許法98条の「一般承継」には会社分割も含まれるのか——神戸地方裁判所平成26年3月27日判決を契機として	田辺保雄・373
はじめに	373
I 事実関係	374
1 事案の概要	374
2 争 点	374
(1) 争点1	374

(2) 争点2	374
II 判旨	375
1 争点1	375
2 争点2	378
III 検討	379
1 会社分割による権利移転	379
(1) 一般承継と特定承継	379
(2) 会社分割と対抗要件	379
2 特許権・商標権の権利移転	380
3 実務への影響	380
4 その他	381

第2部 倒産法

1 倒産処理と社会正義——周辺の利害関係人をどう遇するか——	佐藤鉄男・384
I はじめに	384
II 利害関係人の射程	385
III 利害関係人を使用する条文	388
IV 利害関係人の範囲と限界	389
1 株主	389
(1) 破産手続	389
(2) 再生手続	390
(3) 更生手続	391
2 労働者	392
3 役員	394
(1) 破産手続	395

(2) 再生手続	396
(3) 更生手続	397
4 市民	398
(1) 消費者	398
(2) 個人情報主体	399
(3) 地域住民	401
V 結びに代えて	403
2 財団債権者・共益債権者の倒産手続開始申立権	山本和彦・404
I 本稿の目的	404
II 学説・裁判例の状況	405
1 破産手続開始申立権	405
(1) 学説	405
(2) 下級審裁判例	406
(3) 近時の見解：松下説	407
(4) 松下説の影響	408
2 更生手続開始申立権	408
III 財団債権者となるべき者の破産手続開始申立権	409
1 財団財産が財団債権総額を上回っている場合	410
2 財団財産が財団債権総額を下回っている場合	411
(1) 手続の目的の視点	411
(2) 優先順位の変更の視点	412
(3) 同時廃止の基準に関する視点	413
(4) 小括	415
IV 共益債権者になるべき者の更生手続開始申立権	415
V 結論	417

3	破産における租税等の請求権をめぐる諸問題 …今泉純一・418	
I	はじめに	418
II	租税等の請求権	418
1	破産における租税等の請求権	418
2	破産手続開始前の原因によって生じた租税等の請求権	419
3	破産手続開始後の原因に基づいて生じた租税等の請求権	422
4	外国租税	426
III	破産債権となる租税等の請求権の実情	427
IV	破産債権となる租税等の請求権の届出・調査・確定手続	429
1	破産債権となる租税等の請求権の届出	430
(1)	届け出るべき租税等の請求権	430
(2)	届出事項	430
(3)	届出の時期	431
2	租税等の請求権に対する異議主張	433
(1)	破産管財人の異議主張の方法	433
(2)	処分性	435
(3)	徴収権の事後的消滅に関する異議主張	441
(4)	異議主張に関する不変期間	442
3	破産債権となる租税等の請求権の確定	444
V	国税滞納処分と破産手続	446
1	破産手続開始によっても禁止されない国税滞納処分	447
(1)	交付要求	447
(2)	譲渡担保目的物に対する滞納処分	448
2	続行できる国税滞納処分	449
(1)	取立訴訟等	449
(2)	供託金の還付請求権に対する差押え	449
(3)	その他	449
3	先着手の国税滞納処分による回収と破産配当	450

VI	おわりに	453
4	内部者債権の劣後化	中嶋勝規・455
I	はじめに	455
II	現行法の規定	456
1	会社更生法	456
2	民事再生法	456
3	破産法	456
III	諸外国における倒産債権の劣後化の理論	456
1	アメリカの理論	456
(1)	判例法理	456
(2)	連邦倒産法における衡平に基づく劣後化	457
(3)	「Recharacterization」	458
2	ドイツの理論	458
(1)	判例法理	458
(2)	新倒産法	458
IV	劣後的取扱いに関する判例と学説の状況	459
1	はじめに	459
2	親会社・支配株主の場合	460
(1)	裁判例	460
(2)	学説の状況	467
3	取締役の不当経営を根拠とする場合	469
(1)	裁判例	469
(2)	学説の状況	472
4	非内部者の場合	473
(1)	裁判例	473
(2)	学説の状況	475
V	現行法下での劣後化の方策	476
1	実務的対応	476

2	計画に基づく権利変更による劣後化	477
(1)	要件	477
(2)	手続保障	478
(3)	効果	478
3	債権確定手続での劣後化	479
(1)	要件	479
(2)	手続保障	479
(3)	効果	479
VI	倒産法改正の可能性	480
1	劣後化の問題点	480
2	最近の改正提言	481
3	私見	481
(1)	劣後化の対象	481
(2)	劣後化の要件	482
(3)	劣後化の手続	485
5	倒産法における債権者の一般の利益	高田賢治・486
I	はじめに	486
1	問題の所在	486
2	検討の方法	488
II	債権者の一般の利益の類型化	488
1	債権者の一般の利益を含む規定	488
(1)	民事再生法	489
(2)	会社更生法	489
(3)	特別清算	490
(4)	破産法	491
2	債権者の一般の利益の類型	491
	〈表〉 債権者の一般の利益を含む規定の一覧	492
III	各類型の考察	493
1	倒産手続の競合・移行に関する規定	493

(1) 倒産手続の競合	493
(2) 倒産手続の移行	495
2 管財人等による相殺	496
3 担保権実行の中止命令	497
4 不認可事由	498
(1) 手続横断的比較	498
(2) 総弁済基準説と個別弁済基準説	499
〔図〕 総弁済基準説と個別弁済基準説	500
5 その他	502
(1) ハードシップ免責	502
(2) 事業の全部廃止の更生計画案	502
(3) 担保権消滅許可	503
IV おわりに	504
6 申立て直後の取引の継続	藤本利一・505
はじめに	505
I 問題の整理	506
1 和議法における問題点	506
2 再生法の現状	507
3 検討するべき課題	508
II アメリカ法の対応——オートマティック・ステイ	509
1 問題となる事例	509
2 オートマティック・ステイの機能と目的	511
3 オートマティック・ステイの効力	512
4 オートマティック・ステイに違反する行為の効力	
—— void-voidable 論争	515
III アメリカ法の核心—— a <i>caveat to all the world</i>	517
1 問題の所在	517
2 エクイティとしての倒産法—— Joseph Story 判事と排他的対物 管轄権	518

(1) 倒産手続の特質と裁判管轄権	519
(2) 州裁判所の訴訟手続の自動的停止	520
(3) 判決前の仮差押え (prejudgment attachment) をめぐる論争.....	521
(4) Story 判事と Ex parte Christy 事件	523
3 現代へ至る道—— Frank R. Kennedy 教授による分析	526
(1) ニューディール期の改革	526
(2) 倒産手続規則 (the Rules of Bankruptcy Procedures)	526
(3) 倒産手続規則と連邦民事訴訟規則	528
(4) 現行法	528
IV 日本法の省察——結びに代えて	529
1 アメリカ法の足跡	529
2 動産・債権差押えと中止命令・取消命令	530
3 包括的禁止命令の拡充	531
4 包括的禁止命令に違反する行為の効力	532
5 展 望	532
7 私的整理における一時停止の制度についての一考察	金 春・535
はじめに.....	535
I 制度化された私的整理における一時停止の制度の概要	536
1 私的整理ガイドライン	536
2 産業再生機構法・企業再生支援機構法	537
3 中小企業再生支援協議会	538
4 事業再生 ADR	539
5 個人版私的整理ガイドライン	541
II 一時停止の通知と支払停止該当性	541
1 否定説	542
(1) 学 説	542
(2) 判 例	543
2 肯定説	546

(1) 学説	546
(2) 判例——大阪高決平成23・12・27金法1942号97頁	548
3 検討	549
III 一時停止の拘束力	552
1 第1回債権者会議における同意があった以降	552
2 一時停止の通知から債権者会議における同意があるまでの間	553
おわりに	556
8 双方未履行双務契約	赫 高規・557
I 本稿の目的	557
II 破産法53条、54条に関する解釈論の提言	557
III 破産法53条が存在しないと仮定した場合の双方未履行双務契約	
の法律関係	559
1 具体的な考え方	559
2 双方未履行双務契約について破産管財人のとりうる選択肢	563
IV 破産法53条および54条の趣旨と解釈	564
1 前説	564
2 解除および原状回復を実現する選択肢の合理性と例外	566
(1) 合理性	566
(2) 例外	567
3 開始時の状態を固定する選択肢を奪うことの不合理性と解釈論の展開	568
(1) 不合理性	568
(2) 破産法53条1項のみなし解除の適用範囲の制限解釈の可能性	570
(3) 破産法54条2項の適用範囲の制限解釈の可能性	570
(4) 提言2と提言2'の解釈論の実質的同一性	571
4 上記解釈論を踏まえた双方未履行双務契約の規律の体系	571
V 賃借人が破産した場合の賃貸借契約の取扱い	572
1 検討対象	572
2 破産法53条が存在しないと仮定した場合の破産管財人による賃貸	

借契約の中途解約の法律関係と賃貸借契約における破産法53条の解除権の意義	572
3 破産管財人による解除と賃貸人の原状回復請求権の性質	574
(1) 破産法54条2項の適用範囲	574
(2) 破産管財人による解除と賃貸人の原状回復請求権の性質	575
4 破産管財人による解除と違約金条項等の効力	578
5 賃借人の破産管財人が破産法53条1項に基づき履行請求したときの破産手続開始前の未払賃料の取扱い	579
VI 請負契約	580
1 検討対象	580
2 平時における請負契約の解除の効果	581
(1) 原状回復構成による請負契約の解除の効果	581
(2) 一部解除構成による請負契約の解除の効果	582
(3) 一部解除構成と請負人による債務不履行解除時の留意点	583
(4) 出来形に経済的価値がない場合	584
3 注文者破産時に関する民法642条の解除権の趣旨および効果	585
(1) 請負人の解除権	585
(2) 破産手続時における請負契約についてのあるべき規律	586
(3) 民法642条の解釈論	592
(4) 最判昭和53・6・23裁判集民124号141頁	594
4 注文者の破産手続において請負契約が履行される場合の財団債権とされる報酬請求権の範囲	595
5 請負人破産時に破産管財人が請負契約を解除した場合の効果	596
9 事業再編と事業譲渡と会社分割、減増資——民事再生手続を中心に	相澤光江・599
I はじめに	599
II 事業譲渡	600
1 事業譲渡とは	600
2 会社法における基本原則	600

(1) 株主総会の特別決議による承認	600
(2) 反対株主の株式買取請求権	601
(3) 会社が債務超過状態にある場合と株主保護	601
3 民事再生手続における事業譲渡	602
(1) 再生計画によらない事業譲渡（計画外事業譲渡）	603
(2) 裁判所による代替許可	604
(3) 再生計画による事業譲渡	605
(4) 事業譲渡と否認権行使	606
4 その他事業譲渡に必要な手続等	606
(1) 公正取引委員会への届出	607
(2) 許認可等	607
(3) 個別の権利義務移転	608
(4) 事業譲渡と従業員の承継	608
III 会社分割	609
1 会社分割とは	609
2 会社法等における基本原則	610
(1) 株主の保護	610
(2) 債権者の保護	611
(3) 労働者の保護	612
3 民事再生手続における会社分割	612
(1) 再生計画によらない会社分割	612
(2) 再生計画による会社分割	614
(3) 詐害的会社分割	614
4 その他会社分割に必要な手続等	615
(1) 公正取引委員会への届出	615
(2) 許認可等の承継	615
IV 減増資	616
1 株式の強制取得、自己株式の消却	616
(1) 会社法上の原則	616
(2) 民事再生手続上の特則	616

2	募集株式の割当て	617
(1)	会社法上の原則	617
(2)	民事再生手続上の特則	617
3	資本金の減少	618
(1)	会社法上の原則	618
(2)	民事再生手続上の特則	618
(3)	公正取引委員会への届出	619
V	民事再生手続における M&A スキーム選択	619
1	事業譲渡のメリット	619
2	事業譲渡のデメリット	620
3	会社分割のメリット	621
4	会社分割のデメリット	622
5	減増資方式のメリット	622
6	減増資方式のデメリット	622
10	スポンサーの保護	柴野高之・624
I	はじめに	624
II	再建型倒産手続におけるスポンサー	625
1	スポンサーの必要性	625
2	申立て前の一般的なスポンサーの選定方法	626
III	スポンサー選定に関する問題提起と従来議論	627
1	問題の背景	627
2	法的倒産手続申立て前に選定されたスポンサーの保護に関する従来議論	629
(1)	法的倒産手続申立て前に選定されたスポンサーを、あらためて入札等を経ることなく決定してよいか、その場合の基準は具体的に何か	629
(2)	入札手続を実施する場合、どのような基準でスポンサーを選定すべきか	631
(3)	仮に入札の結果、当初スポンサーが選定されなかった場合の当	

初スポンサーをどのように保護するべきか、その法的根拠はどの ように解するべきか	633
3 アメリカにおけるスポンサー保護の事例	634
(1) 363セールにおけるストーキングホース・ビッド	634
(2) ブレイクアップフィー	635
(3) その他の保護条項	636
(4) 363セールにおける裁判所の関与	637
(5) 検 討	638
IV 今後のスポンサー保護の方法	639
1 お台場アプローチの射程	639
2 スポンサー保護の視点	640
(1) 法的倒産手続（民事再生法）の目的	640
(2) 事前に選定されたスポンサーの尊重	641
3 スポンサーの競合が想定されない事案の場合	643
4 スポンサーの競合が想定される事案の場合	644
5 会社更生の場合	646
11 事業再生 ADR の法的位置づけ	河崎祐子・648
I 問題の所在	648
II 事業再生 ADR の成立過程	651
1 不良債権と過剰債務に対する対処	651
(1) 私的整理ガイドライン	652
(2) 産業再生機構・早期事業再生研究会	653
2 「民間」による「事業再生メカニズム」の模索	656
(1) 企業活力再生研究会	657
(2) 事業再生制度研究会	659
3 事業再生 ADR 制度の創設	661
III 事業再生 ADR の法的性質	664
1 「私的整理」の変質	664
2 「法的整理」の構築	666

3 「私的整理と法的整理」を「繋げる」	667
IV おわりに	668
12 純粋私的整理手続の実務 ……軸丸欣哉・670	
はじめに	670
I 手続の手順・流れ——負債整理案件の相談	671
II 手続の手順・流れ——手続選択	671
1 事業の継続性の検討	671
2 法的整理手続と私的整理手続の選択	672
3 準則型私的整理手続と純粋私的整理手続の選択	673
III 手続の手順・流れ——専門家チームの組成	674
IV 手続の手順・流れ——手続債権者との交渉開始	674
V 手続の手順・流れ——第1回バンクミーティング	676
1 招集の方法	676
2 手続の式次第	677
3 準備すべき資料	677
4 情報管理	678
VI 手続の手順・流れ——第2回以降バンクミーティング	678
1 手続の開催頻度等	678
2 手続の目的・内容	678
3 準備すべき資料	679
VII 手続の手順・流れ——再生計画の立案	679
1 再生計画の立案手順	679
2 再生計画の内容	680
(1) 金融支援の内容——債務免除の有無	680
(2) スポンサー型の再生計画	681
(3) 実抜計画・合実計画	681
(4) 経営責任・株主責任	682
(5) 連帯保証人の責任	683
(6) 税務	683

VIII	手続の手順・流れ——再生計画の成立とモニタリング	684
IX	法的整理手続への移行にまつわる法的問題	685
1	法的整理手続における相殺禁止と否認の規律	686
2	純粹私的整理手続の開始と危機時期	686
3	純粹私的整理手続期間中の行為と相殺禁止および否認	687
4	預金の集中管理と相殺禁止	688
13	私的整理における商取引債権の保護	四宮章夫・690
I	はじめに	690
II	法的倒産手続における商取引債権の弁済	691
1	弁済禁止の保全処分	691
(1)	法的倒産手続開始前の弁済	691
(2)	倒産手続開始前の駆け込み弁済	693
(3)	倒産手続開始後の救済措置	693
2	法的倒産手続の開始後の倒産債権の弁済許可制度の変遷	694
(1)	はじめに	694
(2)	昭和42年法律36号による改正前の旧会社更生法112条	694
(3)	昭和42年法律36号による改正後の旧会社更生法112条の2第1項 ないし4項	694
(4)	新会社更生法47条5項後段および民事再生法85条5項後段	695
3	連鎖倒産防止のための弁済許可	696
(1)	中小企業者	696
(2)	会社を主要な取引先としていること	696
(3)	事業の継続に著しい支障を来すおそれ	696
(4)	一切の事情	697
(5)	債権弁済の効果	697
4	少額債権の弁済許可	698
(1)	再生手続や更生手続の円滑な進行に役立つ弁済	698
(2)	債務者会社の事業の継続に著しい支障を来すことを避けるため	

の少額債権の弁済	700
5 小 括	702
III 倒産法制上の再建計画における衡平の原則	703
1 再建計画と平等原則	703
(1) 会社更生法	703
(2) 民事再生法	704
2 権利保護条項	704
3 小 括	705
IV 準則型の私的整理手続における商取引債権の取扱い	706
1 はじめに	706
2 主要な準則型の私的整理	706
(1) 私的整理に関するガイドライン	706
(2) 株式会社産業再生機構	707
(3) 中小企業再生支援協議会	707
3 準則による私的整理と商取引債権の弁済	708
(1) 支払不能要件	708
(2) 衡平の原則からのアプローチ	708
4 小 括	709
V 準則によらない私的整理手続における商取引債権の取扱い	710
1 倒産法制による不平等扱いとの共通性	710
2 準則による私的整理手続の不平等扱いとの共通性	710
(1) 準則によらない再建型の私的整理手続	710
(2) 否認問題	711
3 準則によらない清算型の私的整理手続	712
(1) はじめに	712
(2) 清算価値保障原則	712
(3) モデルの検証	713
(4) 清算価値保障原則の判断の構造	715
(5) 清算価値保障原則違反の場合の検討事項	715

14	相殺をめぐる民法改正——差押えと相殺・債権譲渡と相殺	中井康之・717
	
I	差押えと相殺	717
1	改正法案	717
2	審議の経緯と改正法案の趣旨	718
(1)	審議の経緯	718
(2)	改正法案の趣旨	719
3	改正法案の評価と課題	721
(1)	個別執行と包括執行との平仄	721
(2)	債権執行手続への影響	722
(3)	差押え前の原因	723
(4)	物上代位への影響	731
(5)	差押えの申立てを知って取得した債権	731
(6)	相殺予約	732
(7)	他人の債権	733
II	債権譲渡と相殺	734
1	改正法案	734
2	審議の経緯と改正法案の趣旨	734
(1)	審議の経緯	734
(2)	改正法案の趣旨	736
3	改正法案の評価と課題	739
(1)	譲受人の保護か債務者の保護か	739
(2)	「発生原因である契約」とは	739
15	動産売買先取特権に基づく物上代位——判例法理の検証——	清原泰司・743
	
I	本稿の目的	743
II	最判平成17年	745

1	事実関係	745
2	東京高判平成16年の判旨	746
3	最判平成17年の判旨	748
4	小括	748
III	動産売買先取特権の物上代位をめぐる従来の判例法理の検証	749
1	最判昭和59年・同60年以前の判例の状況	749
2	最判昭和59年の事実と判旨	750
	(1) 事実	750
	(2) 判旨：破棄自判	751
3	最判昭和59年の法理の検証	751
4	最判昭和60年の事実と判旨	753
	(1) 事実	753
	(2) 判旨：破棄自判	753
5	最判昭和60年の法理の検証	754
6	小括	755
IV	最判平成10年の法理	756
1	事実と判旨	756
	(1) 事実	756
	(2) 判旨：一部破棄自判	757
2	最判平成10年の法理の分析	758
	(1) 第三債務者保護説の立論の出発点	758
	(2) 第三債務者の二重弁済の危険を防止するための措置	759
V	最判平成17年の法理の検証	761
1	東京高判平成16年の法理の検証	761
	(1) 「差押え」=物上代位権の公示方法	761
	(2) 物上代位権者と目的債権譲受人との関係=債権の二重譲渡類似 の関係	762
	(3) 「差押え」をしない物上代位権者に対する第三債務者の任意弁 済=無効	763
2	最判平成17年の法理の検証	764

(1) 第三者の利益保護の根拠	764
(2) 第三者の利益保護の必要性	767
(3) 目的債権譲渡後の物上代位権行使を否定する実際的理由	767
VI 結語	769
今中利昭先生傘寿のお祝いに寄せて——私の倒産法学と6人の方々	伊藤 眞・772
はじめに	772
I 吉川大二郎先生	772
II フランク・R・ケネディ先生とヴェルン・カンツリマン先生	774
III 中坊公平先生	775
IV 今中利昭先生と高木新二郎先生——東西倒産実務研究会のこと	776
V おわりに	777
・今中利昭先生略歴	782
・今中利昭先生著作目録一覧	785